

災害時等における無人航空機の運用に関する協定

(案)

三 木 市

スタジオ モコ

災害時等における無人航空機の運用に関する協定

三木市（以下「甲」という。）とスタジオモコ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害対応等に必要映像、画像等の情報収集に関する業務
- （2）災害地図の作成等の災害支援に関する業務
- （3）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、協力要請書の提出を受けたときは、甲と詳細を調整した後、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人

員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第6条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

(業務報告)

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用負担)

第9条 協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

(災害補償等)

第11条 乙が、本協定で定める協力業務に際して第三者に与えた損害については、甲がその賠償の責めを負うものとする。

2 乙が、本協定で定める協力業務中に、死亡、負傷、又は障がい等を有するに至った場合、甲は損害補償についてその責を負うものとする。

(平常時の準備)

第12条 乙は、無人航空機の運用方法等、平常時から無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整

備するものとする。

(訓練の参加)

第13条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月25日

甲 三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 仲 田 一 彦

乙 三木市福井3丁目3-17
スタジオ モコ
代 表 石 崎 智 士

別記様式（第4条関係）

年 月 日

スタジオ モコ 様

三木市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第2条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話・FAX等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要請内容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
備 考		

